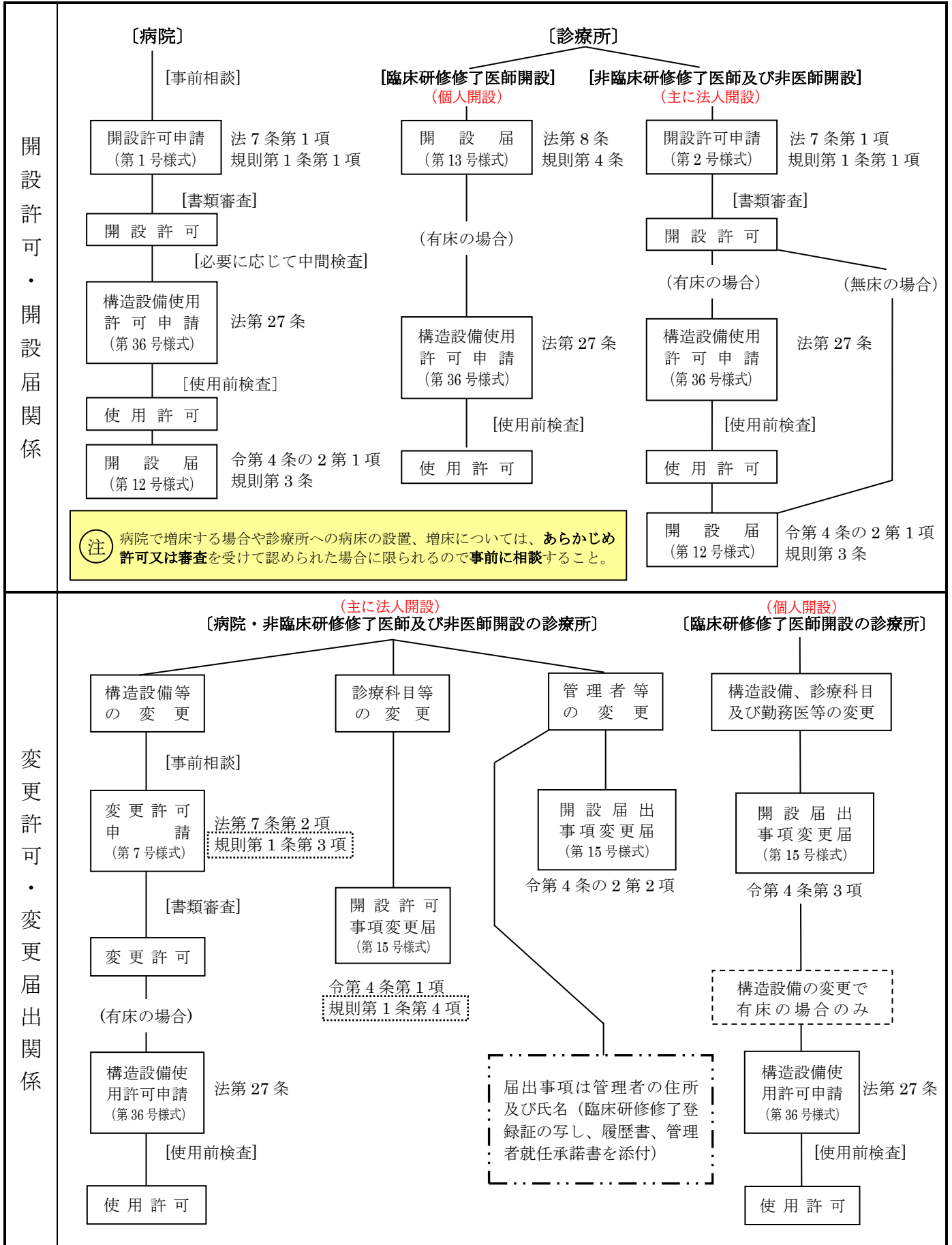


病院・診療所に係る許可届出フローチャート



- ① 医師開設の有床診療所の構造設備使用許可申請は、開設届と同時に申請を行ってよい。
- ② 特別な事情がある場合の使用許可申請は開設前に申請書の写しにより検査することがある。(開設者の急死等)
- ③ 病室内の病床の減床のみで構造設備に変更がない場合は、使用許可申請は不要である。(変更届出のみ)